

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

北海道経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新ＪＩＳマーク）が付された鉋工業品と旧ＪＩＳマークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧ＪＩＳマークが付された鉋工業品の出荷は、平成２０年９月３０日までに終えることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

東北経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉋工業品と旧 J I S マークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉋工業品の出荷は、平成 20 年 9 月 30 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

関東経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉱工業品と旧 J I S マークが付された鉱工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉱工業品の出荷は、平成 20 年 9 月 30 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

中部経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉋工業品と旧 J I S マークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉋工業品の出荷は、平成 20 年 9 月 30 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

近畿経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉱工業品と旧 J I S マークが付された鉱工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉱工業品の出荷は、平成 20 年 9 月 30 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略
平成 19・12・06 産局第 1 号
平成 19 年 12 月 7 日

中国経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉋工業品と旧 J I S マークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉋工業品の出荷は、平成 2 0 年 9 月 3 0 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

四国経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鉋工業品と旧 J I S マークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉋工業品の出荷は、平成 20 年 9 月 30 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

官 印 省 略
平成 19・12・06 産局第 1 号
平成 19 年 12 月 7 日

九州経済産業局長 殿

産業技術環境局長

旧 J I S マークが付された鉱工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鉱工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鉱工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鉱工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業

者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新ＪＩＳマーク）が付された鉱工業品と旧ＪＩＳマークが付された鉱工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧ＪＩＳマークが付された鉱工業品の出荷は、平成２０年９月３０日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。

経済産業省

平成 19・12・06 産局第 1 号

平成 19 年 12 月 7 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

経済産業省産業技術環境局長



旧 J I S マークが付された鋳工業品の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについて

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき表示（以下「旧 J I S マーク」という。）が付された鋳工業品（その包装、容器又は送り状に旧 J I S マークが付されたものを含む。以下単に「旧 J I S マークが付された鋳工業品」という。）の平成 20 年 10 月 1 日以降における扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定は、改正法により改正される前の工業標準化法（以下「旧法」という。）に基づき認定を受けている製造業者及び加工業者（以下「旧認定業者」という。）が平成 20 年 9 月 30 日までは旧 J I S マークを付すことを認めているものであり、本規定に従って、適切な表示がなされているものであれば、その出荷を妨げるものではない。すなわち、旧認定業者（ただし、平成 20 年 9 月 30 日までに旧法第 19 条の 3 又は第 25 条第 3 項の規定に基づき事業の廃止を行った者を除く。）が平成 20 年 9 月 30 日までに旧 J I S マークが付された鋳工業品を平成 20 年 10 月 1 日以降において出荷することを妨げるものではない。
2. しかしながら、工業標準化法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に基づく認証（以下「新認証」という。）を受けるために設けられた経過措置期間は、旧認定業者に対し、新認証を受けるための十分な時間的余裕を確保したものであり、また、経過措置期間終了後に新認証に基づき表示（新 J I S マーク）が付された鋳工業品と旧

J I S マークが付された鉋工業品が市場において混在することは、国民に混乱を招きかねないこと等を踏まえると、旧 J I S マークが付された鉋工業品の出荷は、平成 2 0 年 9 月 3 0 日までに終わることが望ましい。したがって、旧認定業者に対しては、この趣旨を周知し、適正な在庫管理を促されたい。